求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

2026 年 10 月 1 日制定
明和證券株式会社

当社は、すべての採用活動・インターンシップ・職業体験等において、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「就活セクハラ」）を容認せず、以下のとおり方針を定め、安全で公正な環境を確保します。

1. 目的と範囲

本方針は、当社の採用関係者（役員、社員、派遣社員等）が、学生、インターンシップ生、中途求職者等の「求職者等」に対して行う性的な言動を防止し、健全な採用活動を行うことを目的とします。

2. 禁止される行為（例）

以下のような、性的な内容の言動により、求職者の就職活動等に不快感や意欲低下を与える行為を一切禁止します。

- 性的な関係の強要：内定や選考の通過を条件に、性的な関係を求めること。
- 私的な誘い：執拗に食事やデート、連絡先交換を求めること。
- 身体的接触：不必要に身体に触れること。
- 性的な言動・話題：性的な冗談、性的経験の質問、容姿に関する不適切な評価。
- 性的な手紙・E メール・SNS：性的な内容のメッセージを送ること。
- プライバシーの侵害：交際相手の有無を聞き出すこと。

3. 相談・通報窓口

就活セクハラに関する相談や通報は、以下の窓口で受け付けます。求職者ご本人だけでなく、関係者からの相談も対象です。

メール：harass-soudan@meiwa-sec.co.jp

4. 事後の迅速かつ適切な対応

- 相談を受けた場合、プライバシーを厳守し、速やかに事実関係の調査を行います。
- ハラスメントの事実が確認された場合、行為者（社員）に対しては、就業規則に基づき厳正な懲戒処分を行います。
- 被害を受けた求職者に対しては、謝罪や選考機会の適正な確保など、必要な配慮を行います。
- 社内研修等を通じて再発防止に努めます。

5. 不利益取扱いの禁止

相談をしたこと、または事実関係の調査に協力したことを理由として、選考における不利益な取り扱いや、その他の報復行為を一切行いません。